

## 確認書

被保険者氏名 \_\_\_\_\_ 被保険者番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

上記の者に係る同一の子についての育児休業の再度取得については、以下のとおりです。

※ 同一の子についての育児休業の再度取得の理由について、以下のいずれかを○で囲んでください。

- 1-1 当初の育児休業が終了した理由が他の子に係る産前産後休業及び育児休業を取得したためであって、当該他の子が死亡した場合、養子となったこと等の事情により同居しなくなったため
- 1-2 当初の育児休業が終了した理由が介護休業を取得したためであって、当該介護休業に係る対象家族の死亡、離婚、婚姻の解消、離縁等により当該対象家族の介護を行わなくなったため
- 2-1 配偶者が死亡したため
- 2-2 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により子を養育することが困難な状態になったため
- 2-3 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業の申し出に係る子と同居しなくなったため
- 3-1 育児休業の申し出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったため
- 3-2 育児休業の申し出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し申込みを行っているが、当面その実施が行われなため
- 4-1 当初の育児休業が、産休特例期間（注1）内におさまっているため
- 5-1 配偶者の延長交替（注2）として取得するため

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

\_\_\_\_\_公共職業安定所長 殿

事業所名（所在地）

事業主氏名 \_\_\_\_\_

（注1）「産休特例期間」とは、育児休業に係る子の出生日から8週間後までの期間（出産予定日前に子が出生した場合は、出生日から出産予定日の8週間後までの期間。出産予定日後に子が出生した場合は、出産予定日から出生日の8週間後までの期間）をいう。

（注2）「配偶者の延長交替」とは、①配偶者が子の1歳に達する日において育児休業をしており、本人の育児休業開始予定日が1歳に達する日の翌日である場合、②「パパ・ママ育休プラス」制度の利用により、配偶者の育児休業終了予定日が1歳に達する日後である場合は、本人の育児休業開始予定日が配偶者の育児休業終了予定日の翌日である場合をいいます。

（注3）その他、必要な書類にて確認させていただく場合があります。